

# 平成28年成人を祝う会を開催しました

問合せ：教育文化振興課 社会教育担当 ☎ 991-1873



1月10日、実行委員会が企画・運営した「成人を祝う会」が、田園ホール・エローラ(中央公民館)で開催されました。今年は352人が晴れて新成人となり、祝う会には296人が参加しました。

新成人の皆さん  
おめでとう  
ございます!



▲マップーもお祝い

当日は、多くの方々からお祝いの言葉をいただき、松伏中学校の卒業生であるマジシャンKo-1氏によるマジックショーや思い出のスライドショー、新成人全員が宣言した誓いの言葉などが行われ、皆さん笑顔いっぱいの会になりました。



▲実行委員会の皆さんです

## 高額医療・高額介護合算療養費制度について

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868 (国民健康保険)  
高齢介護担当 ☎ 991-1884 (後期高齢者医療)  
☎ 991-1886 (介護保険)

同じ医療保険の世帯内で、1年間(平成26年8月から平成27年7月まで)に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額を超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

町の国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で支給の対象となる方には、申請の通知を発送します。通知が届いた方は、申請の手続きをしてください。

被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、住民ほけん課高齢介護担当(☎991-1886)で「自己負担額証明書」の交付を受けた上、平成27年7月31日時点に加入していた各医療保険に申請してください。

▶平成26年8月から平成27年7月までの間に他市町村から転入された方は【転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療保険に移られた方は【以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」】を添付して、住民ほけん課に申請してください。

▶支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。また、同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

▶詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。